

○国立大学法人埼玉大学研究員規則

〔平成16年4月1日〕
規則第29号

改正	平成16.10.1	16規則171	平成17.1.1	16規則189
	平成18.6.8	18規則113	平成19.4.1	19規則33
	平成19.4.26	19規則65	平成20.3.1	19規則97
	平成20.8.7	20規則80	平成20.12.26	20規則117
	平成21.2.26	20規則128	平成24.9.25	24規則34
	平成25.9.30	25規則15	平成26.3.20	25規則46
	平成27.3.20	26規則91	平成28.3.29	27規則80
	令和元.9.26	元規則23	令和2.3.26	元規則42
	令和4.3.17	3規則40	令和6.3.28	5規則74
	令和7.4.24	7規則5	令和8.3.26	7規則63

(趣旨)

第1条 本学における研究員の受け入れは、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「研究員」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 民間機関、国の機関、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人及び民法第34条により設立された法人等からの派遣により受け入れる現職研究者及び技術者であって、国立大学法人埼玉大学大学院学則第13条に定める者及び本学においてこれに準ずる学力があると認めた者（以下「受託研究員」という。）
- (2) 私立学校（専修学校及び各種学校を除く。）からの派遣により受け入れる者、専修学校教育振興会からの派遣により受け入れる者、公立高等専門学校からの派遣により受け入れる者、又は公立大学からの派遣により受け入れる者（以下「研修員」という。）
- (3) 独立行政法人教職員支援機構からの派遣により受け入れる者（以下「教職員支援機構研修員」という。）
- (4) 国立大学及び国立高等専門学校の教授（教育研究上特に必要がある場合に限る。）、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）、助教及び助手であって、本学において研究指導を受ける者（以下「内地研究員」という。）
- (5) 国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、助教諭及び指導主事であって、本学において専門的な知識及び技術を習得するため留学する者（以下「内地留学生」という。）

(申請)

第3条 研究員を派遣しようとする機関の長は、研究員派遣申請書（別紙様式1）に健康診断書を添えて学長に提出するものとする。

(許可)

第4条 研究員の受け入れは、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、基盤

教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、多文化共修センター、研究推進室、先端産業国際ラボラトリー、科学分析支援センター、企画推進室、オープンイノベーションセンター、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部（以下「部局」という。）における研究員の受入れに係る適否を審議する組織の議を経て、学長が許可する。

（指導教員）

第5条 受入部局の長は、研究員の研究題目に応じて指導教員を定める。

（研究期間）

第6条 研究員の研究期間は、3か月以上1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、1か月以上1年未満の範囲内の月数とすることができる。

2 前項の研究期間は、受入れを許可した日の属する年度内に終了するものとする。ただし、第2条1号の研究員については、翌年度において1年以内に限り、引き続き研究の継続を許可することができる。

（研究料）

第7条 第2条第1号から第4号までの研究員の研究料は、別表に定めるとおりとし、受入れを許可した後、本学の発行する請求書により、研究員を派遣しようとする機関から徴収するものとする。

2 第2条第5号の研究員については、授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。ただし、科目等履修生として単位の認定を受ける場合には、科目等履修生としての授業料、入学料及び検定料を徴収する。

3 第1項の研究料を納付しないときは、研究員に研究の中止を命ずることがある。

4 既納の研究料は、還付しない。

（証明書の交付）

第8条 学長は、研究員から申出があったときは、研究証明書を交付するものとする。

（施設等の使用）

第9条 研究員は、研究目的を遂行するために必要な本学の施設及び設備を利用することができる。

（諸規則の遵守）

第10条 研究員は、本学の諸規則を守らなければならない。

2 学長は、研究員が本学の諸規則に違反し、又は本学の教育・研究に重大な支障を生ぜしめたときは、受入れの許可を取り消すことができる。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16.10. 1 16規則171）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17. 1. 1 16規則189）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18. 6. 8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則33）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 4.26 19規則65）

この規程は、平成19年4月26日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9.25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 9.30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.20 25規則46）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.20 26規則91）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3.29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元. 9.26 元規則23）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.26 元規則42）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6.3.28 5規則74）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7.4.24 7規則5）

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

附 則（令和8.3.26 7規則63）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分		研究期間	研究料
受託研究員	長期	6か月を超えて 1年以内	567,000円
	短期	6か月以内	283,500円
研修員	実験（臨床 を含む）系	1か月	37,800円
	非実験系	1か月	18,900円
教職員支援機構研修員	実験系	1か月	10,200円
	非実験系	1か月	5,900円
内地研究員	教授	1か月	29,500円
	准教授	1か月	15,300円
	講師	1か月	11,200円
	助教及び助 手	1か月	7,100円

別紙様式 1

研 究 員 派 遣 申 請 書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

申請者

下記のとおり研究員を派遣したいので申請します。

記

(ふりがな) 氏 名		性別		年齢 満 歳
所 属 機 関 名				
職名及び担当学科名				
研 究 題 目				
研 究 期 間	令和 年 月 日から 年 月 日まで			
研究計画の概要				
希望する指導教員の 所属・職名・氏名				
研究期間中の居所				

(記入上の注意)

「研究計画の概要」については、別紙として記載してもさしつかえない。

(裏面)

履 歴 書

写真貼付	(ふりがな) 氏 名 ----- 年 月 日生	Tel
	本 籍	
	現住所	(〒)
最終学歴	年 月 日	入学
	年 月 日	卒業 修了
学 位 の 種 類	所有免許状 の 種 類	
略 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

(記入上の注意)

「所有免許状の種類」は研究題目に関係あるものについて記載する。